

「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」改正（案）  
についてのご意見を募集します。

現行の本条例は、きれいで清潔なまちづくりを推進することを目的とし、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨てと、ポイ捨てにつながる歩行喫煙については禁止していますが、立ち止まって携帯灰皿や店頭設置された灰皿で喫煙することは、ポイ捨てにつながりにくいと考えられるため、禁止していません。（※現行の条例は[参考資料](#)をご参照ください。）

しかしながら、区内のポイ捨て件数は、平成23年度をピークに微減傾向にあるものの、その9割以上がたばこの吸い殻で占められていること、また、喫煙マナーなどへの、区に寄せられるたばこに関する苦情も後を絶たないことから、「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を改正し、「きれいで清潔なまちづくり」と、併せて「たばこに起因する危険行為、迷惑行為の防止」に取り組み、もって本条例の趣旨である快適で住みよい地域社会の形成をより一層進めることとしました。

このたび、条例改正案を作成しましたので、皆さんからのご意見を募集します。

**【主な変更点】**

1 喫煙禁止区域の設定

区長は、たばこの吸い殻の散乱や喫煙により引き起こされる危険及び迷惑を防止するため、特に必要があると認める区内の公共の場所等を喫煙禁止区域として設定することができる。

2 区民等の責務として、「自らの喫煙により、他人に危険及び迷惑を及ぼさないよう配慮する」ことの追加。

3 事業者の責務として、「所有又は管理する敷地内でのたばこの火や煙が公共の場所等にいる他人に危険及び迷惑を及ぼさないよう、環境整備及び喫煙者への注意喚起に努める」ことの追加。

※条例改正案の詳しい内容は、4ページ以降に記載しています。

## 1 葛飾区のこれまでの取り組み

葛飾区では、まちを汚すようなごみのポイ捨てなどの行為を許さず、心豊かで快適なまちをつくるため、平成10年8月に「ごみのない、きれいで清潔なまち」を宣言しました。平成17年3月には「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」を制定し、環境美化の観点から、区、区民等（区内在住、滞在、通過者含む）、事業者が協力して、吸殻等をみだりに捨てる行為の防止に取り組むこととし、それぞれの責務を明確化するとともに、下記の「まちを汚す行為」を禁止しました。

### ○禁止事項

- ・吸殻や空き缶等をみだりに捨てること。（ポイ捨ての禁止）
- ・歩行喫煙（点火したたばこを持ちながら又は吸いながら歩行、または自転車の運転をすること。）
- ・飼い犬等のふんを放置すること。
- ・建築物や工作物等に落書きをすること。  
（不法投棄、はり紙、立て看板等の行為の禁止については、他の法令の定めるところによる。）

区では、上記禁止事項に規定する行為、特にたばこのポイ捨て及び歩行喫煙防止のため、次の施策を行ってきました。

#### （1）歩行喫煙等禁止パトロール

朝晩の通勤時間帯に区内のJR3駅、京成8駅、北総1駅の周辺をパトロールし、歩行喫煙者やポイ捨て者を発見した場合、歩行喫煙やポイ捨てが禁止である旨を伝え、啓発用のポケットティッシュ等を渡す。

#### （2）歩行喫煙調査

朝晩の通勤時間帯に区内のJR3駅、京成2駅（青砥、高砂）の周辺で実施。調査地点で通過人数と歩行喫煙者数をカウントする。

#### （3）ポイ捨て実態調査

JR3駅の駅前清掃活動により収集されたごみを、吸い殻、空き缶、空き瓶、ペットボトルに分別して数を集計する。

#### （4）ポイ捨て防止キャンペーン

区内駅頭13か所（綾瀬駅を含む）及びイベント会場にて、啓発用ポケットティッシュを手渡しPRする。

(5) 禁止告知サインの設置等

駅前周辺への路面シールの貼付及び啓発プレートの配布

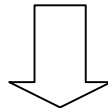
(6) 京成バス車内放送、広報かつしか、かつしかFMでのPR 等



キャンペーン写真



禁止告知サイン



こうした取組の結果、下記のとおり、一定の効果がありました。

(1) 歩行喫煙率

平成16年度 2.49% → 平成28年度 0.16%

(2) 順応者（パトロールの際に注意をしてすぐにやめた人）

- ・平成21年  
歩行喫煙者等48,054人⇒順応者43,399人 (90.3%)
- ・平成28年度  
歩行喫煙者等18,866人⇒順応者17,951人 (95.2%)

(3) ポイ捨て数（1月あたり）

- ・平成17年度 6,778個（内たばこの吸い殻は6,192個（91%））
- ・平成23年度 14,857個（内たばこの吸い殻は14,313個（96%））
- ・平成28年度 8,941個（内たばこの吸い殻は8,392個（94%））

(4) 区内がごみのない、きれいで清潔なまちになっていると思う人の割合  
（政策施策マーケティング調査）

平成17年度 23.5% → 平成28年度 51.7%

## 2 「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」の主な改正点について（案）

### 改正の目的

これまでのポイ捨て等の「まちを汚す行為」の禁止に加えて、多くの区民が集まる公共の場所を喫煙禁止区域として設定することや、喫煙行為が他人への危険や迷惑とならないよう配慮する義務を加えることにより、区民の「快適で住みよい地域社会の形成」をこれまで以上に進めることを目的としています。

### 喫煙禁止区域の設定

たばこの吸い殻の散乱や喫煙により引き起こされる危険及び迷惑を防止するため、特に必要があると認める区内の公共の場所等を喫煙禁止区域として設定することができると思いますが、設定については、下記のように考えています。

#### 【喫煙禁止区域の設定の考え方】

##### （1）駅周辺の人通りの多い公共の場所

区内の駅周辺の人通りの多い道路等公共の場所を喫煙禁止区域とします。

なお、喫煙場所の設置の目途が立ったところから、順次喫煙禁止区域に指定していきます。

##### （2）喫煙場所の設置

区は、喫煙禁止区域内に喫煙場所を設置し、喫煙禁止区域内で喫煙ができる場所として分煙化を図ることで、今回の条例改正の目的を達成していきます。

##### （3）公園及び児童遊園

区が管理する公園及び児童遊園は、原則喫煙禁止とします。ただし、一定規模を超える公園については、施設内容や利用状況、周辺環境等を考慮したうえで分煙化を検討します。

## 区民等の責務

これまでのポイ捨てや歩行喫煙の禁止に加えて、区が指定する喫煙禁止区域内での喫煙の禁止、並びに自らの喫煙によって、他人に火傷などの危険や煙などによる迷惑を及ぼさないよう配慮する義務を追加します。例えば、私有地で喫煙する場合でも、道路などの公共の場所にいる他人に、火が接触したり煙が流れないように配慮するということです。

## 事業者の責務

これまでの吸い殻等の散乱の防止に努めることに加え、たばこによる危険や迷惑防止のための環境整備、注意喚起に努める義務を追加します。例えば、喫煙者が事業所や店舗等の敷地内に置いた灰皿で喫煙する際、その火や煙が道路などの公共の場所にいる他人に火傷などの危険や、煙などによる迷惑を及ぼさないよう、事業者は灰皿の移設や撤去を含めた環境整備や、喫煙者に注意を促すことに努めるということです。

## 罰則規定について

現条例では、ポイ捨てや歩行喫煙について、パトロールや啓発キャンペーン等のPR、禁止告知サインの設置等の違反行為を防止するための施策を区が展開しても効果が認められない区域を「重点地域」として指定することができ、重点地域内において違反行為をした者は、2万円以下の過料を科すとしています。

これと同様に、喫煙禁止区域におけるポイ捨てや歩行喫煙、喫煙行為についても「重点地域」の指定及び2万円以下の過料を適用することとします。

葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例 (平成17年3月29日 条例第4号)

(目的)

第1条 この条例は、きれいで清潔なまちづくりの推進に関し、葛飾区（以下「区」という。）、区民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、これらの者が協力して吸い殻等及び空き缶等をみだりに捨てる行為等の防止に取り組むことにより、きれいで清潔なまちをつくり、もって快適で住みよい地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 葛飾区内（以下「区内」という。）に在住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 区内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみくず、紙くず、釣り糸その他これらに類する物をいう。
- (4) 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (5) 飼い犬等 区民等に飼養管理されている犬、猫等をいう。

(区の責務)

第3条 区は、第1条に規定する目的を達成するため、第6条第1項に規定する行為の防止に関する施策その他きれいで清潔なまちづくりを推進するための施策を総合的に実施しなければならない。

(区民等の責務)

第4条 区民等は、屋外で自ら生じさせた吸い殻等及び空き缶等を持ち帰り、又は適切な回収容器に収納しなければならない。

- 2 区民等は、屋外で喫煙するときは、たばこの吸い殻を吸い殻入れ又は適切な回収容器に収納しなければならない。
- 3 飼い主（飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。）は、飼い犬等を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬等がふんをしたときは、その用具により適正に処理しなければならない。
- 4 区民等は、区が実施するきれいで清潔なまちづくりを推進するための施策に協

力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の製造、加工、販売等を行う事業者は、それらの散乱の防止に努めなければならない。

- 2 自動販売機により飲料を販売する者その他空き缶等の散乱の原因となるおそれのある物の販売を行う事業者は、空き管等の回収等に努めなければならない。
- 3 事業者は、事業所、その周辺その他事業活動を行う地域において、きれいで清潔なまちづくりを推進するための活動に自主的に取り組むように努めなければならない。
- 4 事業者は、区が実施するきれいで清潔なまちづくりを推進するための施策に協力しなければならない。

(まちを汚す行為の禁止)

第6条 区民等は、区内の道路、公園、河川敷、駅前広場その他の公共の用に供する場所において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 吸い殻等又は空き缶等をみだりに捨てること。
  - (2) 歩行喫煙（点火したたばこを持ちながら又は吸いながら歩行し、又は自転車の運転をすることをいう。）をすること。
  - (3) 飼い犬等のふんを放置すること。
  - (4) 落書き（塗料等により建築物その他の工作物に文字、図形等を書いて汚損することをいう。）をすること。
- 2 不法投棄、はり紙、はり札又は立て看板の表示その他のまちを汚す行為の禁止については、他の法令の定めるところによる。

(重点地域)

第7条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、前条第1項第1号又は第2号に規定する行為を防止するための施策を相当の期間実施してもその効果が認められない区域を、当該行為の防止に重点的に取り組むべき区域（以下「重点地域」という。）として指定することができる。

- 2 区長は、重点地域において、きれいで清潔なまちづくりを推進するための施策を重点的に実施しなければならない。
- 3 区長は、必要があると認めるときは、第1項の指定に係る重点地域の区域を変更し、又は同項の指定を解除することができる。
- 4 区長は、第1項の規定により重点地域を指定し、又は前項の規定によりその区域を変更し、若しくは指定を解除したときは、その旨を公告しなければならない。

(過料)

第8条 重点地域内において第6条第1項第1号又は第2号に規定する行為をした者は、2万円以下の過料に処する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。